

池田市子育てサークル支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、子育てに対する不安感及び孤立感を和らげるため、就学前の児童を養育する者（以下「保護者」という。）同士の交流及び情報交換その他児童の健やかな発達を目的とした活動を行う団体（以下「子育てサークル」という。）を支援することをもって地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(子育てサークルの要件)

第2条 子育てサークルは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 池田市内に在住し、保護者又は子育て支援に関する活動を行う者によって構成されていること。
- (2) 3人以上の個人で構成され、かつ、1名を代表者としていること。
- (3) 年間を通じて計画的に活動し、又は、活動することを予定していること。
- (4) 池田市内を活動の拠点としていること。
- (5) 団体及び活動をするための規約を定めていること。
- (6) 営利を目的とした活動をする団体でないこと。
- (7) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (8) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

2 子育てサークルは、市の実施する子育て支援施策について関心及び理解を深め、協力するよう努めるものとする。

(子育てサークルに対する支援)

第3条 市長は、子育てサークルに対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 共同利用施設その他市民の活動及び相互交流の促進を目的とした公共施設の利用に関すること。
- (2) 活動に必要な絵本及び玩具を貸出すること。
- (3) 乳幼児に対する遊びその他子育てに関する情報を提供すること。

(登録の申請)

第4条 前条の規定による支援を受けようとする子育てサークルは、池田市子育てサークル登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- (6) その他、市長が必要と認めるもの
(登録の決定及び周知)

第5条 市長は、子育てサークルより前条の規定による申請があったときは、これを審査し、登録の可否を決定したときは、池田市子育てサークル登録決定通知書(様式第2号)又は池田市子育てサークル登録却下通知書(様式第3号)により、当該子育てサークルへ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録を決定した子育てサークル(以下「登録サークル」という。)について、当該登録サークルの活動に係る日時及び場所その他の活動内容を市民へ周知するものとする。
(登録の期間)

第6条 登録サークルの登録の期間は、当該登録サークルの登録を決定した日の属する年度の末日までとする。

- 2 登録サークルは、前項の登録の期間を経過した日以降に引き続き登録を受けようとするときは、登録を受けようとする年度の初日から30日前までに第4条に定める書類を市長に提出するものとする。
(登録の変更の届出)

第7条 登録サークルは、第3条の申請内容に変更が生じたときは、池田市子育てサークル届出事項変更届(様式第4号)を速やかに市長へ提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録サークルが次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、これを審議し、登録を取消することができる。

- (1) 法令又はこの要領の規定に反したとき。
- (2) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 登録の申請の内容に虚偽の事実があったとき。
- (4) その他、市長が登録を不適當であると認めるとき。

- 2 前項により登録を取消したときには、池田市子育てサークル登録取消決定通知書(様式第5号)により当該サークルへ通知するものとする。

(活動の報告等)

第9条 登録サークルは、登録の期間が満了した日又は登録を取消した日から起算して30日を経過する日までに、当該登録の期間における池田市子育てサークル活動報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出する。

- (1) 活動実績がわかる書類
 - (2) 活動の様子がわかる写真
 - (3) 収支決算書
 - (4) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、必要があると認めるときは、登録サークルに対し、当該登録に必要な事項に関する書類の提出を求めることができる。

(細則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年1月19日から実施する。